

# 防災・減災関連の地方債

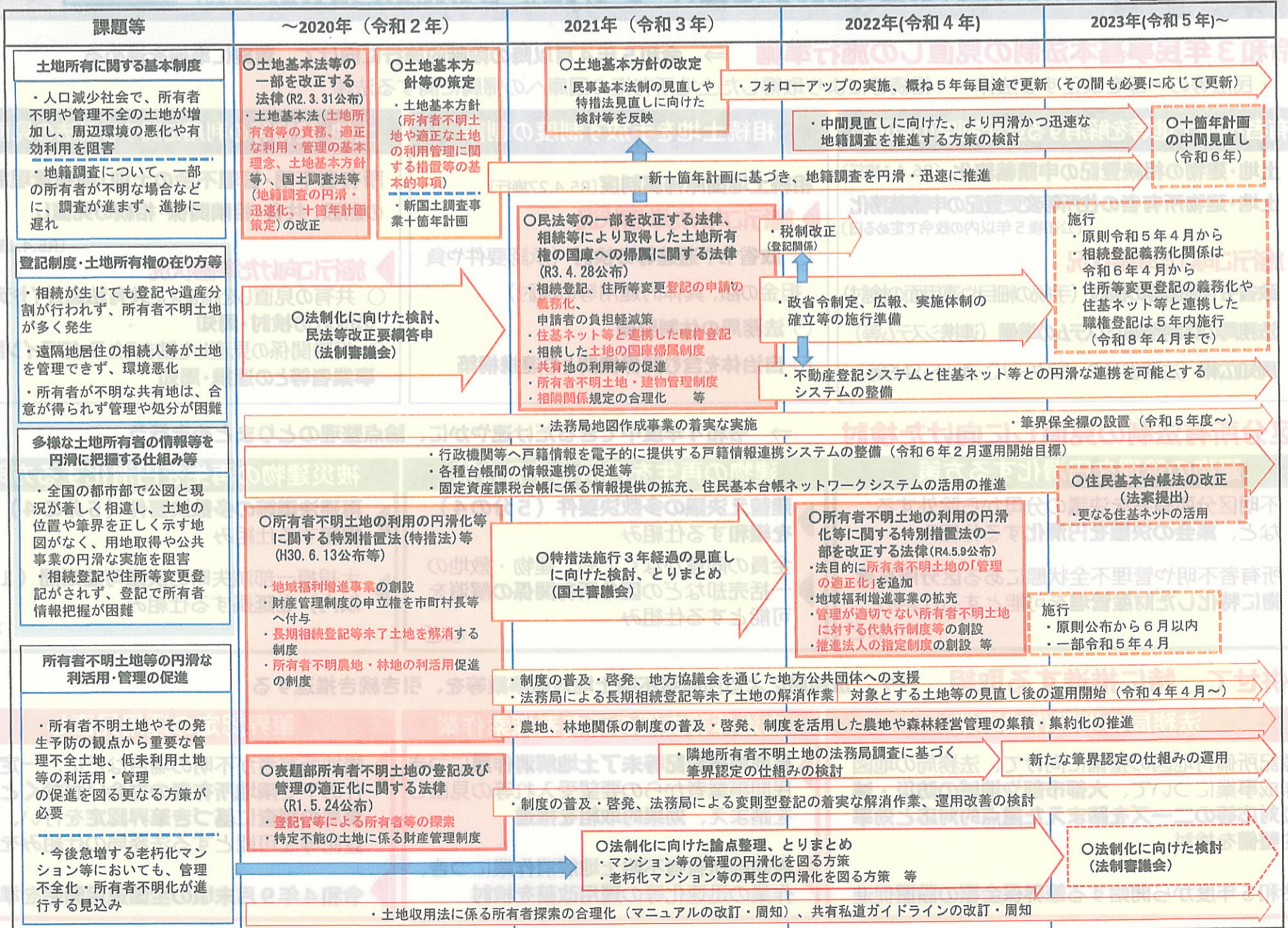
○ 災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、地方財政措置を講じている。

補助／単独	地方債の名称	対象事業	地方財政措置	事業期間	令和4年度事業費
国庫補助事業	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業	充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:50%	令和3年度～令和7年度	9,875億円 (※)
地方単独事業	緊急防災・減災事業債	地方単独事業として実施する緊急性が高く、即効性のある防災・減災対策のための施設整備等	充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:70%	令和3年度～令和7年度	5,000億円
	緊急自然災害防止対策事業債	地方単独事業として緊急的に自然災害の防止のために実施する防災インフラの整備 (道路防災、治山、砂防、河川等)	充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:70%	令和3年度～令和7年度	4,000億円
	緊急浚渫推進事業債	緊急的に実施する必要がある河川等の浚渫 (堆積土砂の撤去等)	充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:70%	令和2年度～令和6年度	1,100億円

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のうち、令和4年度分は令和3年度補正予算で措置されており、令和3年度補正予算ベースの数字  
総務省 自治財政局より

## 所有者不明土地等問題対策推進の工程表 (案)

資料2-1



# 所有者不明土地対策と空き家対策の今後の対応

国土交通省  
資料2-2

負の不動産となりうる所有者不明土地や空き家について、発生予防、管理の適正化、利活用の円滑化に係る取組を強化

## 所有者不明土地対策

## 連携強化

## 空き家対策

関係閣僚会議を司令塔として、H30所有者不明土地法の制定を皮切りに、関係省庁一体となって着実に制度改正等を実施。

### R3改正不動産登記法等の円滑な施行

- 改正不動産登記法（R3.4公布、R6.4以降順次施行予定）
    - ・相続登記の申請義務化等
  - 改正民法（R3.4公布、R5.4施行予定）
    - ・所有者不明・管理不全の土地・建物を管理しやすくする管理制度の創設等
  - 相続土地国庫帰属法（R3.4公布、R5.4施行予定）
    - ・相続等により取得した土地の国庫帰属を可能とする制度の創設 等
- ⇒国民への周知徹底、関係機関の体制強化、必要なシステム開発等の予算確保

### R4改正所有者不明土地法（R4.5公布、6ヶ月以内施行）の円滑な施行

- 地域福祉増進事業の拡充
  - 管理の適正化のための代執行制度等の創設
  - 推進体制を強化するための計画制度や法人の指定制度の創設 等
- ⇒市町村をはじめとする地域関係者を支援するための周知、「土地政策推進連携協議会」の設置、予算面での支援の更なる拡充

### R5住基法改正に向けた検討

更なる住基ネットの活用による所有者不明土地の解消や円滑な利用を促進する方策について、R5の次期通常国会での住基法改正に向け検討

### 区分所有法制の見直しに向けた検討

所有者不明マンション・老朽化マンション等の管理や再生を円滑化するため、区分所有法制の抜本的な見直しに向け論点整理

新たな管理制度の創設により、個々の所有者不明又は管理不全の建物の管理に特化した効率的な財産管理が可能に

### 地方自治体への支援の強化

- 新たな土地・建物の管理制度の創設を受けた空家法のガイドラインの改正
    - ・裁判所への管理人選任の申立プロセスの明確化 等
  - 地方公共団体への財政支援の強化
    - ・地方自治体による空き家の除却に係る国の支援の拡充 等
- ⇒地方整備局に地方自治体の支援窓口を整備し、地方自治体の空き家対策を抜本的にテコ入れ

地域福祉増進事業等において、朽廃空き家のある所有者不明土地を利活用することが可能に

### 民間事業者等の支援の強化

- 空き家関連ビジネス等のスタートアップへの重点支援
    - ・空き家の活用の際の資金調達から事業運営まで一貫したサポート
    - ・オンラインでの空き家のリモート内覧会の実施 等
  - 全国版空き家・空き地バンクによる支援の強化
    - ・物件登録や流通促進への支援 等
- ⇒空き家の利活用を推進する民間事業者等への支援を強化

### 空家法の見直しに向けた検討

空家法の対象の拡大（マンション等の空き住戸）や、空き家の利活用の推進に対応するため、空家法の見直しも検討

国土交通省HPより

# 法務省における所有者不明土地等問題の解決に向けた取組

資料2-3

R4.5 法務省民事局

■ **令和3年民事基本法制の見直しの施行準備** ⇒ 令和5年4月以降の段階的施行に向けて、着実に準備を進める  
・民法等の一部を改正する法律 ・相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

所有者不明土地等を解消する登記制度の見直し	相続土地を手放す制度の創設	土地・建物等の利用に関する民法の見直し
① 土地・建物の相続登記の申請義務化（R6.4.1施行） ② 土地・建物所有者の住所等変更登記の申請義務化（公布後5年以内の政令で定める日） <b>▶ 施行に向けた準備状況</b> ○ 政省令や通達等の検討（手続の細目や運用面の検討） ○ 法務局の体制整備・システムの準備（連携システム等） ○ 周知広報（法務省HP・ポスター・パンフレット・SNS等）	<b>相続土地国庫帰属制度（R5.4.27施行）</b> <b>▶ 施行に向けた準備状況</b> ○ 政省令や通達等の検討（承認要件や負担金の額、具体的運用等の検討） ○ 法務局の体制整備 ○ 自治体を含む関係機関との連携構築	<b>所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度の創設、共有・相隣関係・相続の見直し</b> （R5.4.1施行） <b>▶ 施行に向けた準備状況</b> ○ 共有の見直しを踏まえた共有私道ガイドラインの改訂の検討・周知 ○ 相隣関係の見直しを踏まえたライフライン関係事業者等との連携・周知

■ **区分所有法制の見直しに向けた検討** ⇒ 令和4年度中できるだけ速やかに、論点整理のとりまとめを行う

建物の管理を円滑化する方策	建物の再生を円滑化する方策	被災建物の再生を円滑化する方策
▶ 不明区分所有者を決議の分母から除外するなど、集会の決議を円滑化する仕組み ▶ 所有者不明や管理不全状態にある区分所有建物に特化した財産管理を可能とする仕組み など	▶ 建替え決議の多数決要件（5分の4）を緩和する仕組み ▶ 全員の同意がなくても、建物・敷地の一括売却などの区分所有関係の解消を可能とする仕組み など	▶ 再建決議等の多数決要件（5分の4）を緩和する仕組み ▶ 大規模一部滅失時の決議可能期間（1年以内）を延長する仕組み など

■ **併せて、特に推進する取組** ⇒ 法務局による所有者不明土地対策事業等を、引き続き推進する

法務局の地図作成事業	自治体等支援の所有者探索作業	筆界認定の運用見直し
▶ 登記所備付地図の整備に向けて、法務局の地図作成事業について、大都市部や地域の防災・減災対応等のニーズを踏まえた重点的対応と効率的整備を検討 ▶ 令和5年度から開始する筆界保全標の設置促進	▶ 長期相続登記等未了土地解消作業につき民間事業者からの要望受入れ等の見直しを踏まえ、効果的取組を推進 ▶ 表題部所有者不明土地解消作業につき、作業の迅速化等の運用改善を検討	▶ 隣地所有者が不明の場合などに、一定の要件の下で隣地所有者の立会いがなくとも法務局の調査に基づき筆界認定を行い、分筆登記等を可能とする法務局の仕組みを導入 ▶ 令和4年9月末頃の全国運用開始を準備